

納付が困難な場合は申請を

国民年金保険料の免除制度

国民年金では、一定の要件に該当したときに保険料が免除されます。

保険料を納めないでいると、万一の事故などによる

障害基礎年金・遺族基礎年金や、将来のための老齢基礎年金が

受け取れなくなってしまうです。

納めることが困難な場合は、免除制度を利用しましょう。

免除制度

免除の区分は全額免除、一部

免除、納付猶予があります。学

生は、特例制度が受けられます。

●全額免除、一部免除

所得審査対象／本人、配偶者、

世帯主

承認期間／原則7月～翌年6月

●納付猶予

所得審査対象／50歳未満の本人、

配偶者

承認期間／原則7月～翌年6月

●学生納付特例制度

所得審査対象／大学や専門学校

などの学生

承認期間／原則4月～翌年3月

〈共通事項〉

所得審査対象全員が次のい

れかに該当すること。

○前年の所得が基準額以下

○退職や事業を廃止した

○障がい者、寡婦または未婚の

ひとり親で、前年の所得が基

準額以下

○生活保護法による生活扶助以

外の扶助を受けている

○特別障害給付金を受給してい

る

※全額免除、納付猶予の承認を

受けた人で、継続審査の申し

出をしている場合は、申請す

る必要はありません。

新型コロナウイルスの

影響による臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の

影響で令和2年2月以降に収入

が減少し、免除制度に該当する

所得水準となる場合は、令和5

年6月分の保険料まで免除の申

請ができます。

申請に必要なもの

●申請書

●本人確認ができるもの（運転

免許証、保険証など）

●退職や事業を廃止した場合は、

雇用保険受給資格者証の写し
など、失業したことが確認で
きる書類

●学生は、学生証（コピー可）か
在学証明書

●新型コロナウイルスの影響に
よる臨時特例措置を申請する

人は、臨時特例用の所得の申
立書

マイナポータルから電子申請

マイナンバーカードを持って
いる人は、マイナポータルの利

用者登録をすると、パソコンや
スマートフォンから免除の申請
ができます。

くわしい内容は、日本年金機
構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）を確認してく
ださい。

申し込み・問い合わせ先

佐原年金事務所

☎0478・54・1442

保険年金課高齢者医療年金班

☎62・5332

知っておこう

免除制度を利用すると

保険料の免除制度の承認を受けていた期間も、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、保険料を後から納付する「追納」をしない限り、将来受け取れる年金額は減るので注意しましょう。追納は10年までさかのぼって支払うことができ、これにより年金額が減るのを防ぐことができます。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・ 遺族基礎年金 (受給資格期間 への算入)
	受給資格期 間への算入	年金額への 反映	
全額免除	○	○※1	○
一部免除※2	○	○※3	○
納付猶予・学生 納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。

※2 承認された期間内に未納がないこと。

※3 納付した保険料の割合に応じて反映。